

第 455 回 群馬地方最低賃金審議会

資 料

- 1 群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

群馬県労働組合会議

- 2 2023 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

群馬県自治体一般労働組合

- 3 群馬県最低賃金の改正決定の異議申出書

全労連・全国一般群馬労働組合

- 4 2023 年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

群馬県医療労働組合連合会

- 5 2023(令和 5)年度 群馬地方最低賃金審議会の答申に対する異議申出書

コープネットグループ労働組合

- 6 異議申出書

交通ユニオン

- 7 群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、1,500 円をめざすこと、
全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書

52 筆

群馬県労働組合会議

群馬労働局長
加藤 博人 様



2023年8月21日

群馬県労働組合会議
議長

群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月9日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を40円引き上げ935円とする答申を行いました。

私たちは、以下の趣旨により、今回の最低賃金の改正決定について異議を申し出て、改めて審議し、時間額を1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

1. 今回の審議の経過については、専門部会で「全会一致」となったことから、8月9日の審議会においては詳細な報告が行われませんでした。したがって、どのように議論が尽くされたのかは現時点ではわかりませんが、この結論には大きく2つの問題があると考えられます。

第1に、この間の物価高騰に追いつかない数字だということです。昨年からの異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。時給935円では、現在の生計を維持することすら否定されてしまい、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法1条）」とは言い難い金額なのではないでしょうか。

第2に、地域間格差がさらに拡大するということです。茨城県は、目安額に2円プラスの42円の引き上げとし、栃木県でも目安に1円プラスして41円の引き上げとしました。Aランクの千葉県でも1円プラスの42円引き上げています。このことにより栃木県とは1円、茨城県とは2円の格差がさらに加わることとなってしまいます。この結果、群馬は相変わらず関東最低であり、お隣の栃木県との差は19円、埼玉県との差は93円にもなってしまいます。現在でも隣接県への労働力人口の流出が懸念されていますが、それが加速することになるのは必定です。

関東地方で1番低い最低賃金額の群馬県から首都圏等への労働力人口の流出は、県内企業にとっても大きな損失となっているのではないのでしょうか。感染症対策でも、自然災害の防止でも、人口の東京などへの一極集中の是正が重要になっており、最低賃金の地域間格差の解消はいつそう喫緊の課題です。2023年度の改定では、24県が1～8円の目安への上乗せに踏み切っています。「格差の拡大は認められない、縮小させる」という考え方が広がってきているのではないのでしょうか。拡大している最低賃金の格差を縮小させることを強く求めます。そして、格差解消の最善の方法である全国一律最低賃金制度について検討し、実現することを求

めます。

2. そのためにも、現行金額からいくら引き上げるのか、という検討だけではなく、一人の大人が独立して生計を営むにあたり、その賃金水準がいくらあればいいのか、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことが保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが必要なのではないでしょうか。

群馬県労働組合会議は、7月14日付「意見書」に添付した「最低生計費試算調査・総括表」で、自立して最低限度の生活をするには、全国どこでも月額23万円程度、時間額1,500円程度が必要であることを示し、生計費にもとづく審議を強く求めてきました。しかし、残念ながら、今回も労働者の生計費を正面にすえた審議は行われなかったのではないのでしょうか。

935円の改定では1,500円のわずか62.3%に過ぎず、「労働力の質的向上」はおろか、「労働者の生活の安定」に資することもできません。ただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

3. 地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し具体的に求めていただきたいと思います。

以上のことから、本年度の改定にあたって再度審議していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願いいたします。



2023年8月21日

群馬労働局長
加藤博人様

群馬県自治体一般労働組合
執行委員長 [REDACTED]
(住所) 群馬県前橋市本町3-9-10

2023年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力戴いていることに敬意を表します。

8月2日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について全会一致で時間額を40円引き上げて935円とする答申が行われました。

中央審議会は「ランクを4から3に改正したが格差是正については触れず、都道府県ごとのランク付けA:41円、B:40円、C:39円」と格差を付けての目安であり、地域間格差はさらに拡大するとともに物価高騰が続くなか生活改善につながらない異議ある答申でした。

これを受けて地方最低賃金審議会は21県が格差是正の上積みを答申し、鳥取・島根は7円、秋田は5円の上積みを行い、関東でも茨城が2円、栃木が1円上積みしており、群馬県の最低賃金は茨城とは18円、栃木とは19円と更に格差が拡大しました。

このままでは群馬で働く労働者は県外に流出してしまい、中小零細企業で働く労働者は人材不足となり経営が成り立たなくなり、ますます地域経済の疲弊につながるようになります。

物価高騰により生活に苦しんでいるのは低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者などの最低賃金近傍で働く労働者です。これらの人たちと日本経済を守るためには大幅に最低賃金を引き上げることが必要です。

意見書や陳述で現行では「8時間働けば生活できる賃金・ダブルワークせずに暮らせる賃金」とならず、全労連の最低生計費調査の結果で時間額1,500円は必要であり、最低賃金はただちに1,000円以上の引き上げは不可欠であると訴えてきました。

最低賃金引き上げと併せて、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金引き上げの特別な財政措置と支援策を講じるのは政府の責任です。国や県に改善策を強く要請してください。

関東最下位の群馬の最低賃金を大幅に引き上げて近隣との格差をなくすと共に、どこで働いても同じ最低賃金が保障される全国一律最低賃金制度が求められています。

群馬県最低賃金、時間額935円の改定決定に異議を申し出ます。

以下の理由を述べ、最低賃金の抜本的な引き上げを求めます。

- 1、今回の最低賃金の引き上げですが、最低生計費調査結果からすれば、まったく不十分であり、今すぐに時間給1,000円以上、そして、時間給1,500円の引上げを求めます。
- 2、地方審議会は中央の目安どおりで上積みの努力を行わず地域間格差はさらに拡大する状況となってしまう、群馬県が関東6都県では最低のままのため、全国一律最低賃金制度を強く求めます。

3、最低賃金の引き上げは地域経済への波及効果が大きく、疲弊する地域経済の活性化につながります。特に、中小企業・小規模事業者への支援の抜本的強化と最低賃金の引き上げによる支援対策を求めます。

以上



2023年8月21日

群馬県労働局長
加藤 博人殿

群馬県最低賃金の改正決定の異議申出書

全労連・全国一般群馬労働組合
執行委員長

今回の改定決定について異議を申し立てます。

厚労省の「非正規労働者データ資料」によると、年収219万円未満の人々を「一般にワーキングプアに含まれる者」と定義していますが、現在に至ってもこの増加傾向は顕著となっています。特にシングルマザーや中高年層のワーキングプアも多く、それが過労死や過労自殺につながるなどの指摘もあります。ワーキングプアの比率は労働者全体の4割にもなろうとしており深刻な状況と言えます。生活が大変と言われているワーキングプアの上限219万円は、時間給に換算すれば時間給は約991円（月23日・1日8時間労働で計算）ほどとなり、これを見ても現在の群馬県的生活保護費水準や最低賃金水準がかなり低いことが分かります。ワーキングプアの要因は色々考えられますが、バブル崩壊と1985年労働者派遣法による派遣事業解禁による正規から非正規へ、2008年のリーマンショックでの派遣切りなどが大きな一因となっていると考えられます。

さらに16%（2012年）という日本の相対性貧困率はOECD加盟国の中でも高い水準で、特にひとり親家庭の貧困では6人に一人の子供が貧困に陥っている状況もあります。

同志社大経済学部山森教授はこう言っています。現在日本は「階級社会」の状態、特に富裕層と貧困層の格差は大きく、かつての「1億総中流」とは程遠い状況である。こうした格差は「自己責任」の名のもとに放置されており、改善のめどはたっていない。人口が減少しているにも関わらず、非正規労働者の増加によって貧困層も増加していくと予想される。2025年には「アンダークラス」いわゆる貧困層は1000万人を超えるとも予想されている。男女差別が要因とされる貧困も大きくは解消されていない。

現在生活保護の捕捉率も15%に留まっているという。つまり支援を必要とする85%は支援を受けられないでいる。この問題を解決できると期待されているのが欧州の一部の国で行われている「ベーシックインカム（最低所得補償）」である。日本は、働いていても生活に必要な給料が稼げないワーキングプアは先進国の中でも特に多く、今後も増える予想である。と述べています。

しかし、自己責任では到底克服できない状況が存在している以上、県民の生活をどのように支えていくかは大きな課題と言えます。

全労連は、全国で最低生計費試算調査を行い、生計を最低限維持するためには約 1500 円が必要との結果を報告しています。こういう科学的な調査に基づく数値は重要であり、審議会においてもこのことを討議資料として活用すべきと考えます。

労働基準法第 1 条は、「人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならない」、そしてその第 2 項は「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない」とあるように、最低賃金の引き上げもこの趣旨に近いものであると考えます。

ワーキングプアの年収 219 万円でも生活が大変と言われているのに、時給額でこれより低い群馬県の最低賃金は引き上げるべきです。

審議会に対し、最低賃金を引上げるため県への中小企業への支援策提案も含め直ちに 1000 円、これが実現出来たら 1500 円へと暮らしやすい群馬県を目指した改定を求めます。

群馬労働局長
加藤 博人 様



2023年8月21日

群馬県医療労働組合連合会
執行委員長 [REDACTED]
前橋市本町3-9-10
[REDACTED]

2023年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月9日、群馬地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を40円引き上げ、935円と改正する旨、答申されました。目安を上回る額を多くの各地方審議会が答申しており、隣県と群馬県との格差はさらに広がり、またもや関東で最も低い地域最低賃金となりました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。賃金が低いままでは、優秀な医師や看護師、コメディカルの確保が困難です。ついては、今年度の群馬県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は〇〇〇円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2023年8月21日

群馬労働局長 加藤 博人 様

コープネットグループ労働組合
中央執行委員長

2023(令和5)年度 群馬地方最低賃金審議会の答申に対する異議申出書

令和5年8月9日に示された群馬県最低賃金改定決定(答申)について、同年7月12日付で提出した意見書で示した考えに基づき、答申額は今日最低賃金に求められる水準に比して低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

群馬地方最低賃金審議会は、今年度の最低賃金の改定について現行の895円を40円引き上げて935円にすると答申しました。この最賃改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありませんし、1,000円にも届かない最低賃金額は群馬県において労働者が自立した生活ができる水準ではありません。さらに地域間格差を広げる中央答申を踏襲したもので、働き手の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。

7月28日に中央最低賃金審議会が出した2023年度の目安額は、全国加重平均で1,002円、引上げ額41円(4.3%)となる答申であり、ランク別の引き上げ幅はA「41円」、B「40円」、C「39円」で、今まで通り格差を助長する内容でした。専門部会の審議の中では「昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえ」「今年度の各ランクの引き上げ額の目安を検討するにあたっては4.3%(公益委員見解)」を重視したとしました。しかし、これでは物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも経済の活性化にもつながりません。

さらに、今回ランク数が4から3へ変更され地域間格差の是正につながる目安が期待されていましたが、実際には前述のとおり格差是正を助長する目安額であり、目安どおりだと最高額と群馬県の地域間格差は「178円」と昨年から1円広がることとなります。地域間格差が広がっている地方の実態は深刻であり、改善要望は切実です。北関東3県でみても栃木県とは「19円」と昨年から1円、茨城県とは「18円」と昨年から2円格差が広がる結果となっています。これでは、非正規雇用が増加している状況では、県境で働く労働者は隣県への人材流出とそれに伴う人材不足は改善されません。

全国での地域間の格差是正を求める奮闘と運動の広がりや、23年度は18日時点で24県が目安を上回る答申が出されていて、Cランクの青森県では公益委員見解として「県内を取り巻く経済情勢や労働環境の実情灯を踏まえ、加えて、中央最低賃金審議会の答申も参考としつつ、諸般の事情を総合的に勘案して、公益委員としての見解を表明する事とする。」と目安金額+6円の45円を提案がされています。

全労連や各地方組織は、全国28の都道府県で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上が必要であり、前橋市でも同様であることは意見書に述べた通りです。一刻も早く1日8時間の労働で暮らせる時間給1,500円に引き上げることをお願いします。あわせて、手厚い中小企業支援とセットで国に求めていくことも必要です。

労働力人口が減少傾向にある群馬県の労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう2023年度の最低賃金改定額の再考をお願いします。

以上



2023年 8月24日

群馬労働局長 加藤 博人殿

交通ユニオン
執行委員長

異議申出書

貴職の労働基準行政に対する取り組みに敬意を表します。先に公表された2023年度群馬県地方最低賃金審議会答申について、以下の通り異議を申し立てます。

先日公示された群馬県最低賃金を40円引き上げ、935円とするとの答申は、最低賃金法第1条「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果としては極めて不十分です。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度の群馬県最低賃金を1000円以上に引き上げるべきであり、群馬労働局長として群馬県最低賃金審議会に再審議を求めるべきです。

昨年からの物価高騰は労働者の生活を直撃し、特に預貯金など資産のない最低賃金近傍で働く労働者が生活に困窮し悲鳴を上げているという状況の中で、物価高騰に対処することを最優先して引き上げの議論を行うべきと考えます。

最低賃金は、生活保護制度と並び憲法第25条を保障するナショナルミニマムの柱です。

今年度の中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解は生計費について「足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引き上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが適当と考えられる」としています。

公益委員見解は、物価は4%前後と高い水準ではあるものの、これ以上の高騰は想定していないように見えます。しかし、エネルギー価格の負担軽減策が今年9月末までとされている中で、ガソリン価格の高騰が続いています。

この度の群馬県の最低賃金引き上げは、物価動向を踏まえた引き上げとは程遠く、40円では極めて不十分です。いまだに関東1都6県のうち最低レベルのままです。隣県の最低賃金は群馬県を上回っており、労働力の流出も懸念されます。優秀な人材確保のためにも最低でも中位レベルへの引き上げが必要です。

答申通りの引き上げが決定し10月から施行されるのであれば、8月以降の物価上昇を勘案し、物価上昇が最低賃金の引き上げ率を上回るような事態になった場合には、最低賃金法第12条に基づき再度、群馬県最低賃金審議会に対し改定を諮問すべきです。

以 上

群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、
1,500 円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

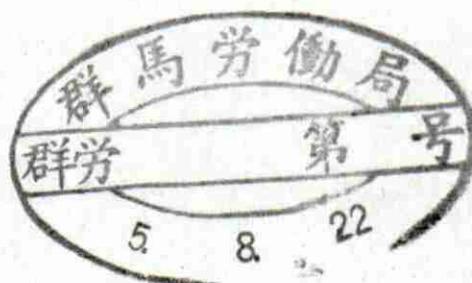
2023年8月22日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿



今回提出	5 2 筆
前回提出	1 6 3 3 筆
合 計	1 6 8 5 筆

群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10

群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、
1,500円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

2023年 月 日

群馬労働局長 殿
群馬地方最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会 会長 殿

【要請趣旨】

非正規雇用の割合が4割となり、全労働者の4人に1人は懸命に働いても年収200万円に届かないワーキング・プアです。不安定雇用と低賃金のために、青年労働者が自立、結婚、出産・育児ができず、少子高齢化の進行が社会基盤を弱めています。群馬県の最低賃金では、フルタイムで働いても手取り月10万円程度にしかならず、自立して人間らしく生活することはできません。さらに、群馬県の最低賃金は、関東1都6県の中で最も低く、地域間格差は年々広がり、労働者の都市部への流出を促し、地域経済を疲弊させています。最近の物価高がそれに追い打ちをかけています。

「8時間働けば人間らしい生活ができる」最低賃金の水準が何より求められています。最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、そして、地域間格差をなくするための全国一律最低賃金制度を創設することが必要です。

また、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に、最低賃金の引き上げを保障するため、社会保険料負担の軽減など特別な財政措置を行うことが必要です。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備することも大切になっています。

つきましては、最低賃金改定にあたり、下記事項の実現を要請します。

【要請事項】

1. 群馬県の最低賃金をただちに時間額1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制度を創設すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、実効ある中小企業支援策を講じること。

氏名	住所

【取扱団体】 群馬県労働組合会議（県労会議）